

議案第 5 号

朝来市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
朝来市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 29 日

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

乳幼児等医療費助成に係る所得制限の撤廃を行うとともに、当該乳幼児等医療費助成について他の公費負担医療との併用を可能とするため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

朝来市福祉医療費助成条例（平成17年朝来市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第2条第14号に次のただし書を加える。

ただし、乳幼児等に係るものを除く。

第3条第1項中「、幼児保護者」を削り、同項の表中幼児等保護者の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の朝来市福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 5 号

朝来市福祉医療費助成条例新旧対照表

現 行	改 正 案				
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(13) (略) (14)「被保険者等負担額」とは、当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないうきに限る。）をいう。 (15)～(17) (略) (福祉医療費の支給対象者) 第 3 条 福祉医療費の支給の対象とする者は、高齢期移行者、重度障害者、乳児保護者、幼児等保護者、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに遺児とし、うち、高齢期移行者、<u>重度障害者、幼児保護者、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに遺児</u>にあつては、次表右欄に掲げる要件を備えている者とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 <table border="1" data-bbox="272 2000 821 2047"> <tr> <td>区分</td><td>要件</td></tr> </table>	区分	要件	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(13) (略) (14)「被保険者等負担額」とは、当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないうきに限る。<u>ただし、乳幼児等に係るものを除く。</u>）をいう。 (15)～(17) (略) (福祉医療費の支給対象者) 第 3 条 福祉医療費の支給の対象とする者は、高齢期移行者、重度障害者、乳児保護者、幼児等保護者、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに遺児とし、うち、高齢期移行者、<u>重度障害者、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに遺児</u>にあつては、次表右欄に掲げる要件を備えている者とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 <table border="1" data-bbox="879 2000 1428 2047"> <tr> <td>区分</td><td>要件</td></tr> </table>	区分	要件
区分	要件				
区分	要件				

(略)	(略)	(略)	(略)
重 度 障 害 者	重度障害者及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が23万5千円未満であること。	重 度 障 害 者	重度障害者及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が23万5千円未満であること。
<u>幼 児 等 保 護 者</u>	<u>幼児等保護者又は幼児等保護者が当該幼児等の生計を維持できない者である場合は、その幼児等の民法第877条第1項に定</u>		

	<u>める扶養義務者でその幼児等の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が23万5千円未満であること。</u>	
母子家庭の母及び児童 父子家庭の父及び児童 遺児	母子家庭の母若しくは父子家庭の父（母子家庭の母又は父子家庭の父が当該児童の生計を維持できない者である場合は、その者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として母子家庭の母及びその児童又は父子家庭の父及びその児童の生計を維持する者）又は養育者（養育者がいない場合は、当該遺児）の前年の所得が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）	母子家庭の母及び児童 父子家庭の父及び児童 遺児
		母子家庭の母若しくは父子家庭の父（母子家庭の母又は父子家庭の父が当該児童の生計を維持できない者である場合は、その者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として母子家庭の母及びその児童又は父子家庭の父及びその児童の生計を維持する者）又は養育者（養育者がいない場合は、当該遺児）の前年の所得が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）

	第9条に規定する額のうち 児童扶養手当の全部が支 給される額以下でないこ と（低所得者である場合 には、児童扶養手当が支 給停止となる額未満であ るとき）。		第9条に規定する額のうち 児童扶養手当の全部が支 給される額以下でないこ と（低所得者である場合 には、児童扶養手当が支 給停止となる額未満であ るとき）。
--	--	--	--